

# 学校法人の経営等に関する参考資料

# 監事について

## 【監事の任命】

- 国立大学法人：**文部科学大臣が任命**。外部監事を含まなければならない。
- 公立大学法人：**設立団体の長が任命**。財務管理、経営管理など優れた識見を有し、監査実務に精通している者。
- 学校法人（私立大学）：評議員会の同意を得て、**理事長が任命**。外部監事を含まなければならない。

## 【監事の職務】

- 監事の監査の対象とするのは、「財務・会計」だけでなく、法人の「業務」全体。
- 特に、大学全体や各学部・研究科の業務執行状況を評価するためには、監事が教育研究についても、適切に監査することが求められている。

## 【非常勤監事】

監事に占める**非常勤監事の割合**は、**国立大学で72.1%、私立大学で93.8%**。

※監事を非常勤としている主な理由

- ・組織規模・予算規模の考慮
- ・常勤で就任可能な適任者がいない
- ・予算の制約

## 【監事の監査業務を支援する体制（例）】

- ・**内部監査室**が監事の業務を補助・支援
- ・監事の下に、**専任の組織や人員を配置**

## ○私立学校法第37条

3 監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 学校法人の業務を監査すること。
- 二 学校法人の財産の状況を監査すること。
- 三 学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 四 ・・監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- 五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- 六 学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

## ○国立大学法人法第11条

- 4 監事は、国立大学法人の業務を監査する。この場合において、監事は、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は国立大学法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 6 監事は、国立大学法人がこの法律又は準用通則法の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。
- 7 監事は、その職務を行うため必要があるときは、国立大学法人の子法人（国立大学法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 8 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
- 9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

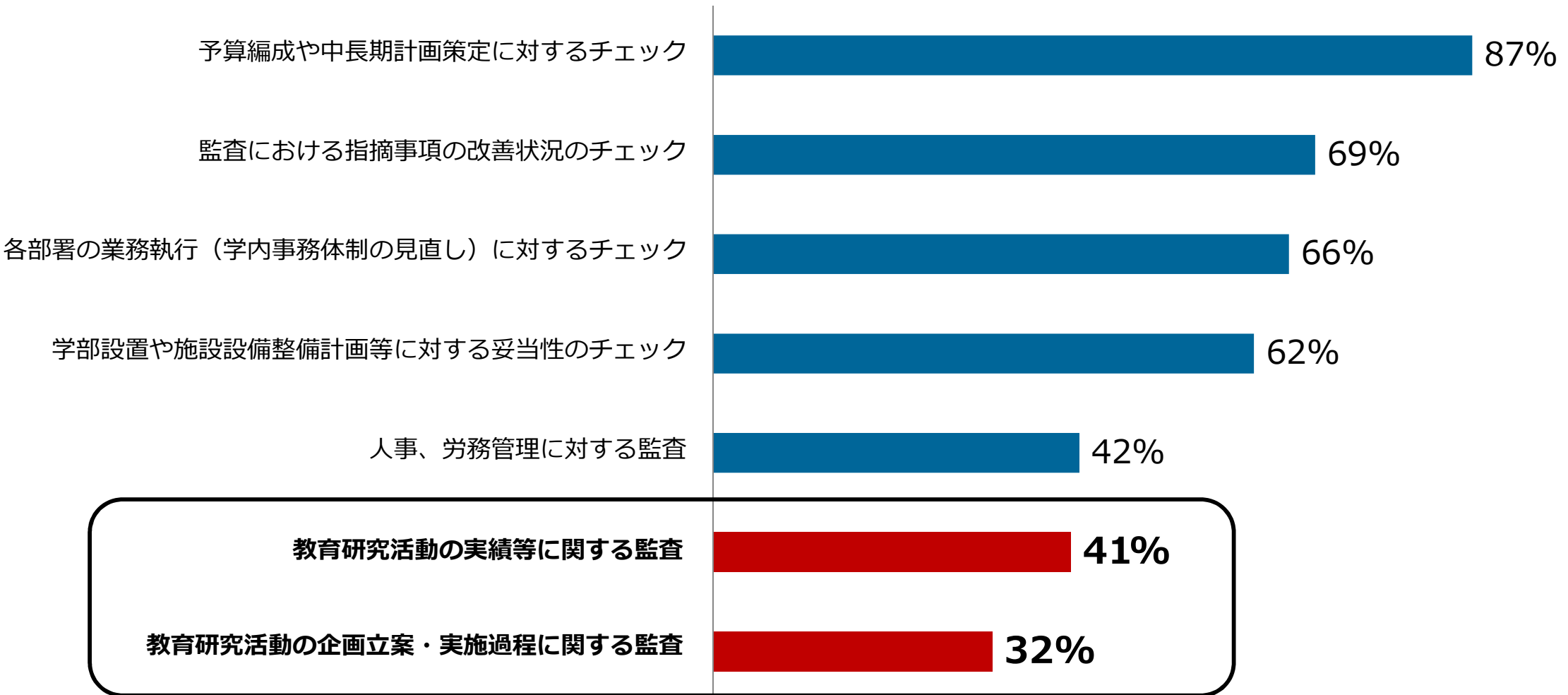
**第11条の2** 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

## ○地方独立行政法人法第13条

- 4 監事は、地方独立行政法人の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は設立団体の長に意見を提出することができる。

# 業務監査の内容（学校法人）

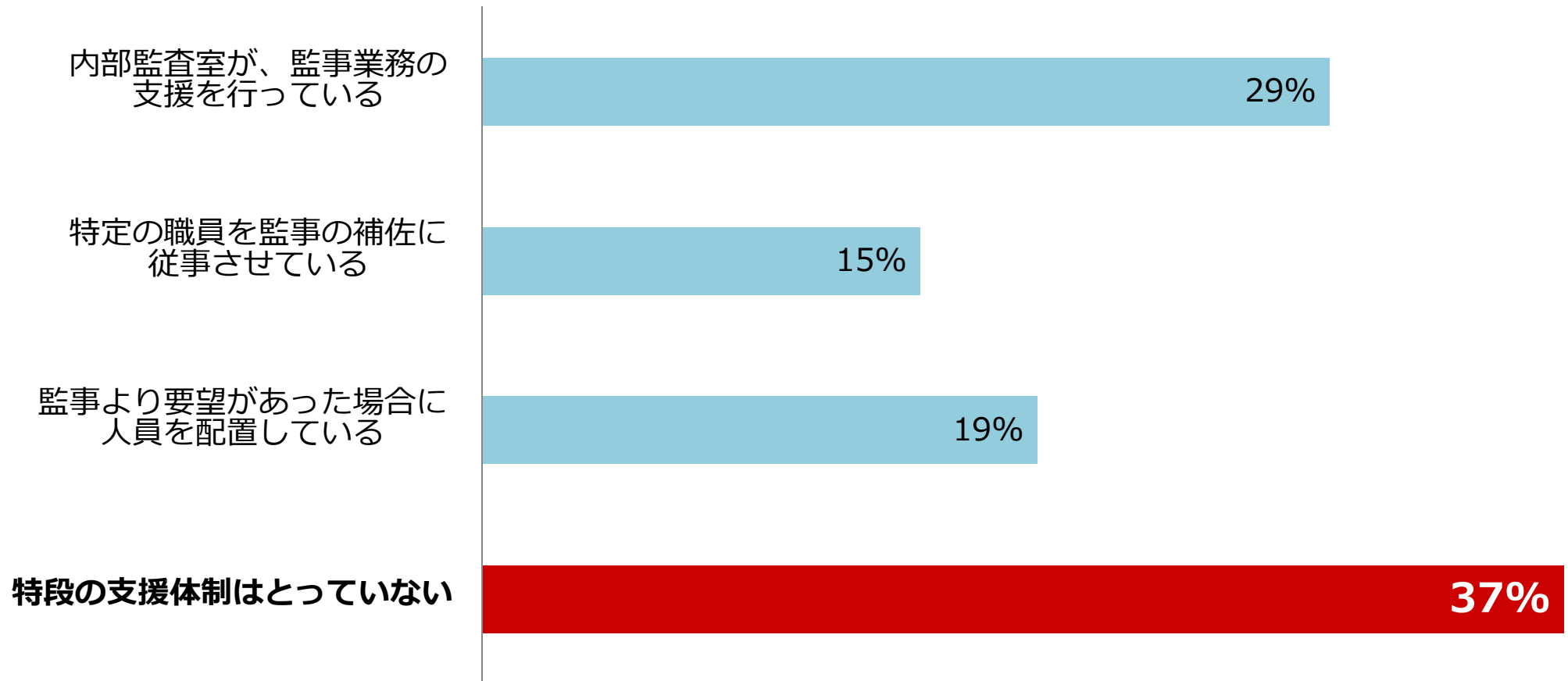
- 業務監査の内容として、「教育研究活動の実績等に関する監査」「教育研究活動の企画立案・実施過程に関する監査」を行っている法人は約3～4割にとどまる。



（回答数 大学法人・短期大学法人622法人）

# 監事のサポート体制（学校法人）

- 監事監査実施のための法人内のサポート体制として、特段の支援体制を取っていない学校法人は約4割。

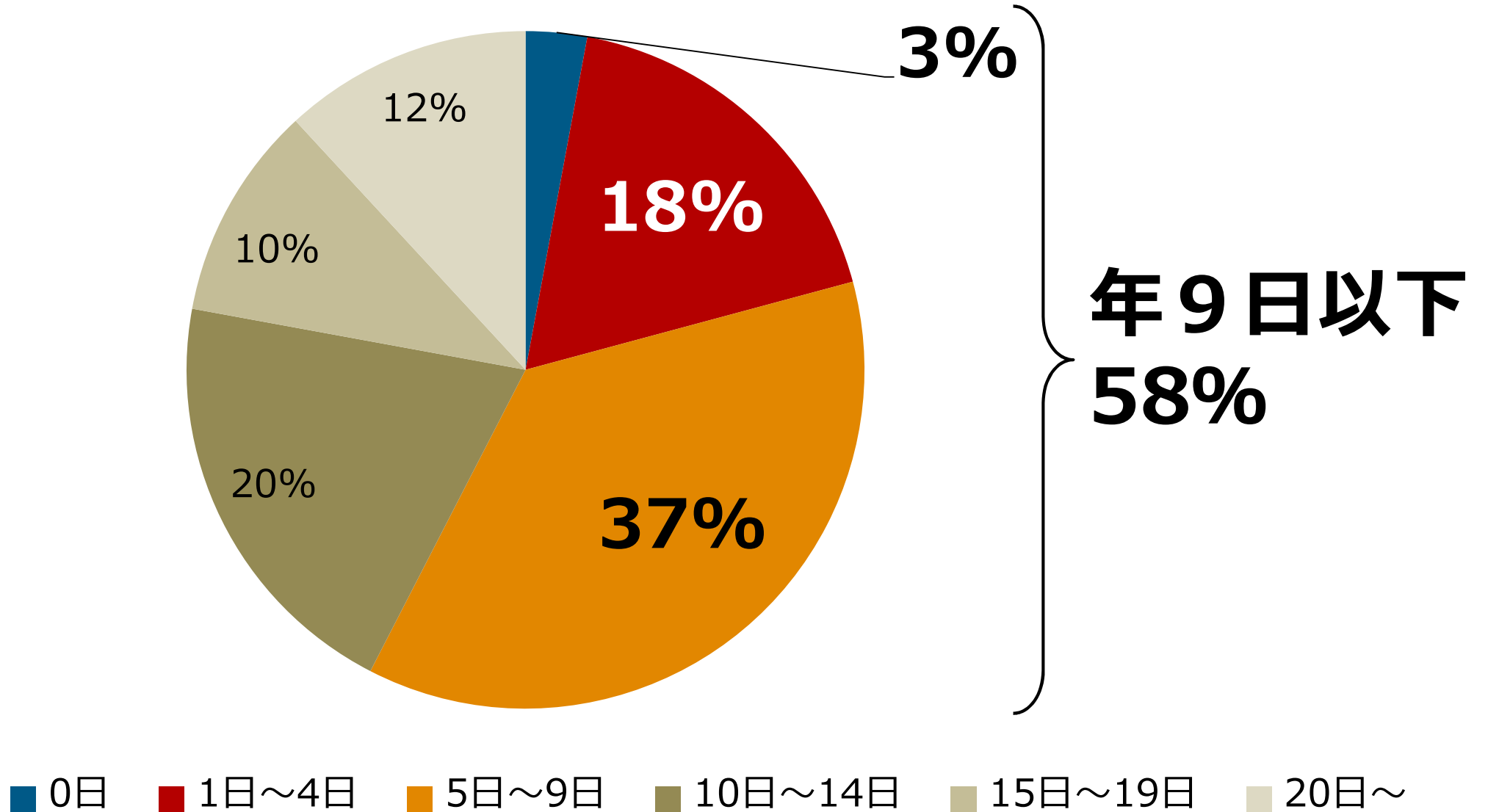


(回答数 大学法人・短期大学法人622法人)

(出典) 日本私立学校振興・共済事業団「『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月」より作成。

# 非常勤監事の出勤日数（学校法人）

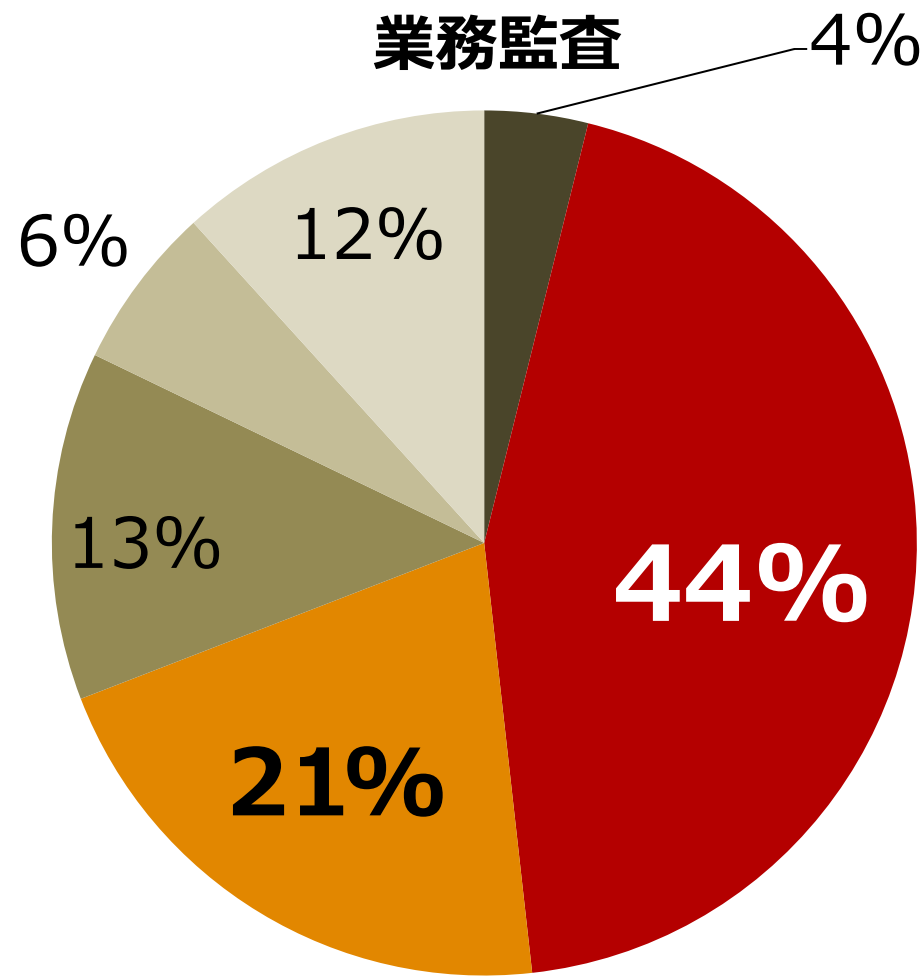
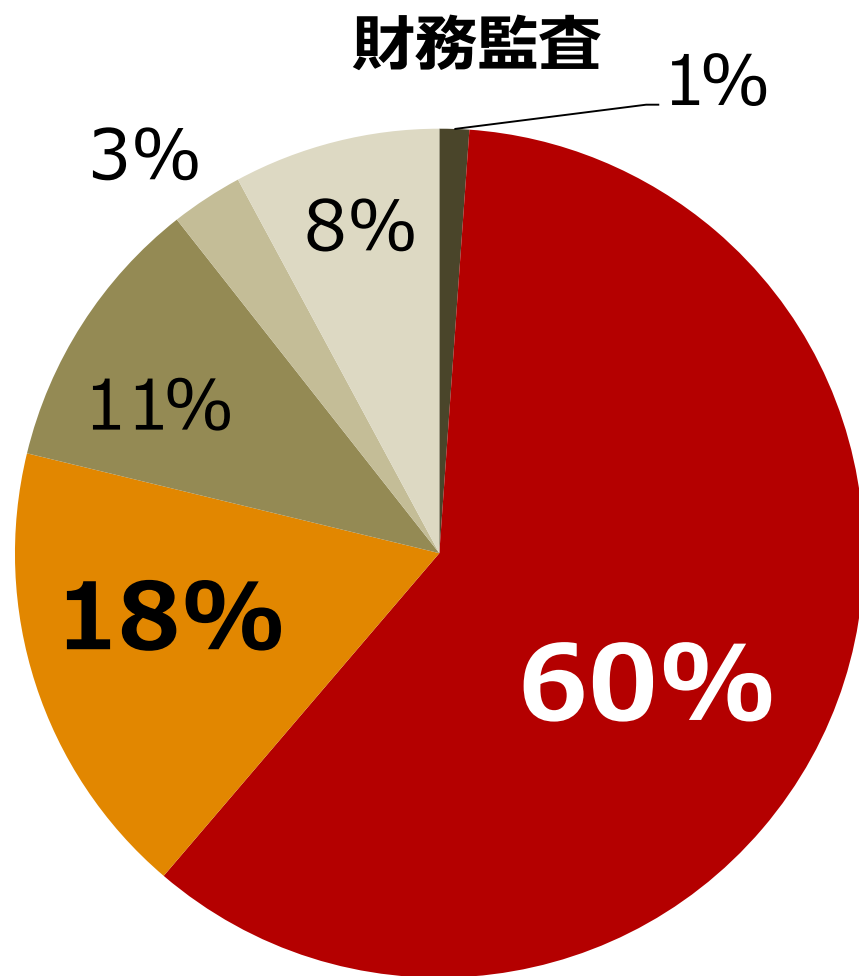
- 6割近くの法人で、非常勤監事の出勤日数が年9日以下である。



（回答数 大学法人・短期大学法人622法人）

# 財務監査・業務監査の日数

- 財務監査・業務監査いずれも、監査に要した日数は「1～4日」が最も多く、次いで「5～9日」が多い。



■ 0日 ■ 1日～4日 ■ 5日～9日 ■ 10日～14日 ■ 15日～19日 ■ 20日～

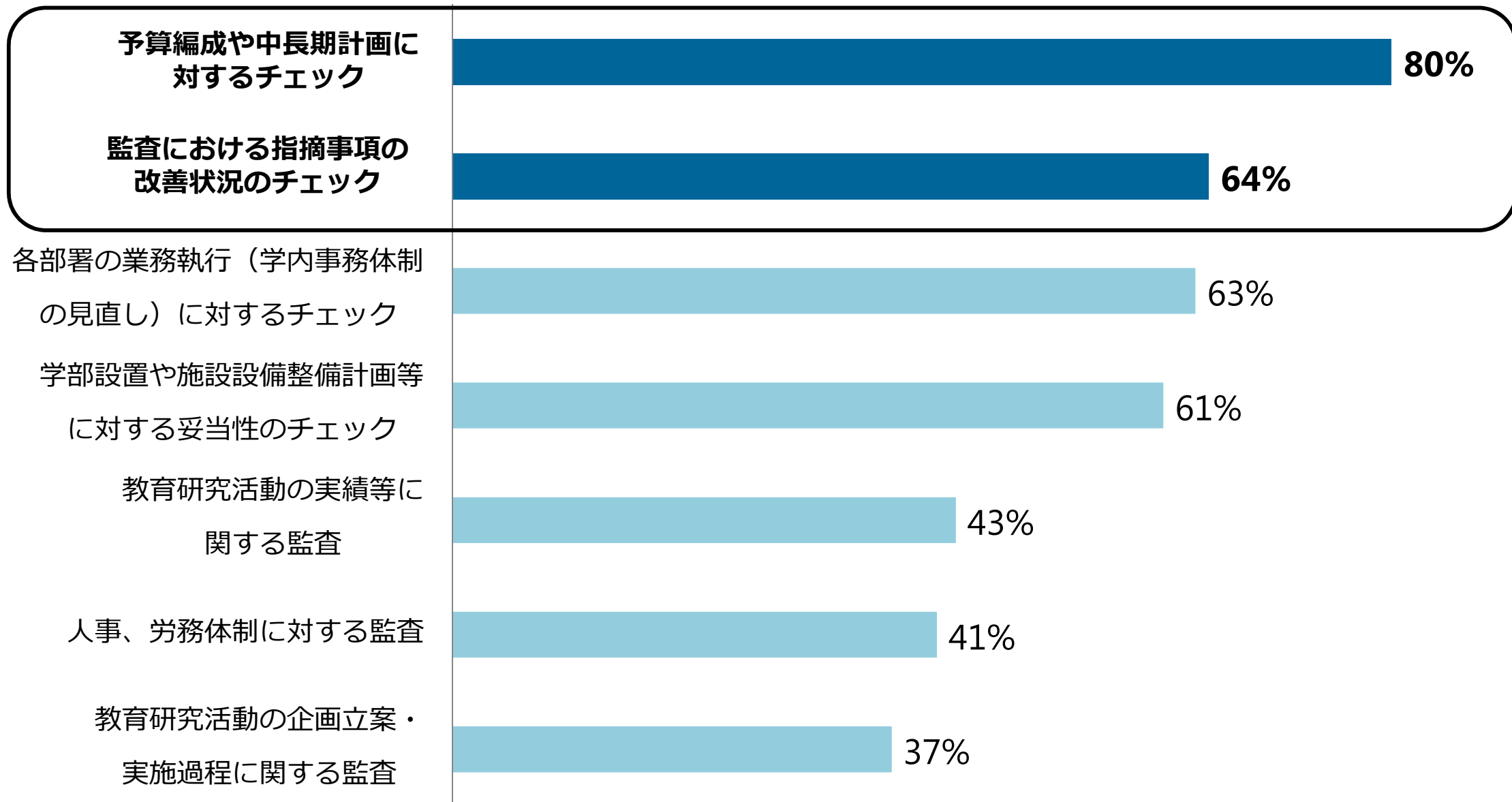
(回答数 大学法人・短期大学法人622法人)

(出典) 日本私立学校振興・共済事業団「『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月」より作成。7



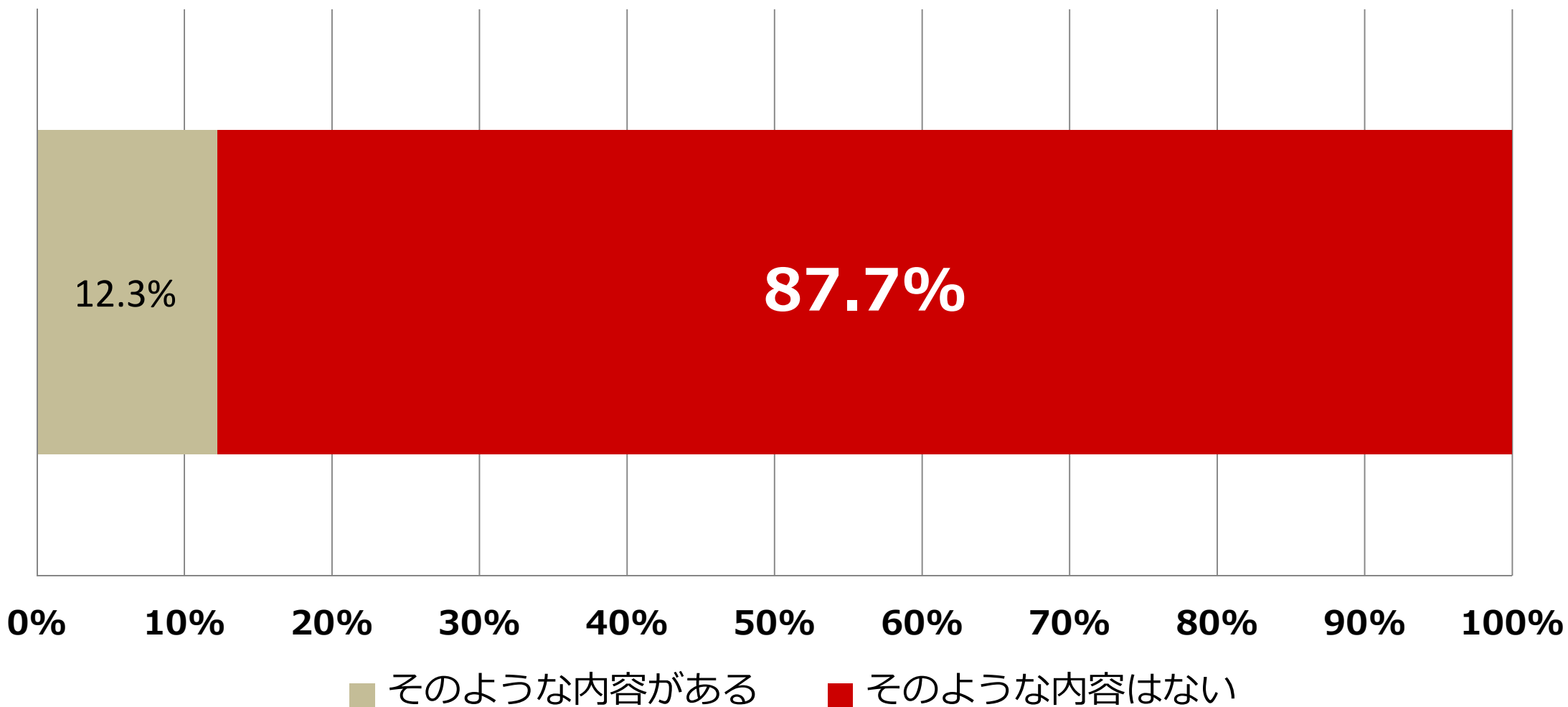
# 監事に今後期待する役割

- 「予算編成や中長期計画に対するチェック」や「監査における指摘事項の改善状況のチェック」に対する期待が高い。



# 業務監査における是正意見

- 9割弱の法人において、監事の業務監査の際に、法人や大学運営に関する重要事項に対する是正意見が出されていない。



(回答数 大学法人・短期大学法人622法人)

(出典) 日本私立学校振興・共済事業団「『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月」より作成。

# 株式会社における状況

# 私立学校法上の学校法人のガバナンス制度における主な特徴

※原則として私立学校法上明文の制度のみ記載

## 評議員会



### 一般

- ・職員、卒業生に加え寄附行為の定めるところにより選任された者が就任
- ・理事の定数の2倍超で組織

### 義務・責任

- ・(明文の規定なし)

意見

## 理事会

監督



理事長



外部理事

選任現在役職員でないこと

### 一般

- ・校長、評議員に加え寄附行為の定めるところにより選任された者が就任
- ・5名以上で理事会を組織
- ・1名以上が外部理事
- ・欠格事由

### 義務・責任

- ・忠実義務
- ・利益相反行為規制  
(所轄庁による特別代理人の選任が必要)
- ・(その他、義務・責任に関する明文の規定なし)

理事(会)への牽制

- ・評議員会からの意見聴取義務
- ・意見陳述・答申・報告請求権
- ・評議員会からの決算に関する報告・意見聴取義務

理事(会)への牽制

- ・独立監査人の監査報告書の添付

会計  
監査

## 独立監査人



### 一般

- ・(補助金受給法人の場合)独立監査人の監査報告を受ける必要あり

※私立学校振興助成法の規定

理事(会)への牽制(監事の職務)

- ・業務監査
- ・財産状況監査
- ・監査報告書の作成・提出
- ・不正行為の報告
- ・(不正ある場合の)評議員会の招集請求
- ・理事会への出席・意見陳述

## 監事



外部監事

選任現在役職員でないこと

### 一般

- ・評議員会の同意により理事長が選任
- ・2名以上必要
- ・1名以上が外部監事
- ・欠格事由
- ・兼任禁止

### 義務・責任

- ・(明文の規定なし)

監査

選任

同意

(原則として)法人の規模等に関わらない一律の規制

# 会社法上の株式会社（監査役会設置会社）のガバナンス制度における主な特徴

※原則として会社法上明文の制度のみ記載

## 株主総会

選任等

取締役(会)への牽制

権限

- ・選解任権
- ・監査役報酬の決定権(定款に定めがない場合)

- ・選解任権
- ・取締役報酬の決定権(定款に定めがない場合)
- ・(株主による)違法行為の差止請求権
- ・株主代表訴訟制度

取締役(会)への牽制

- ・職務執行の監査権
- ・監査報告の作成義務
- ・報告請求・業務財産状況調査権
- ・取締役会への出席・意見陳述義務
- ・取締役会への不正行為の報告義務
- ・(不正ある場合の)取締役会の招集請求権・(応じない場合の)招集権
- ・違法行為の差止請求権
- ・対取締役訴訟における会社の代表権
- ・監査役を選任議案への同意権・選任議題・議案の提案権・選解任等に係る意見陳述権
- ・会計監査人の選解任等議案の内容決定権
- ・会計監査人の報酬決定に係る同意権

## 取締役会

監督

業務執行者

代表取締役

業務執行取締役

社外取締役

現在及び就任前10年間業務執行取締役等でなかったこと、取締役等の配偶者又は2親等内の親族でないこと等

一般

- ・3名以上で取締役会を組織
- ・欠格事由
- ・社外取締役を置いていない場合の理由の開示義務を負う場合あり

義務・責任

- ・善管注意義務
- ・忠実義務
- ・監査役会への報告義務
- ・取締役会への自己の職務執行状況の報告義務
- ・利益相反取引規制(取締役会の承認が必要)
- ・(大会社の場合)内部統制システム(リスク管理体制)の整備に関する事項の決定義務(取締役会の義務として)
- ・会社に対する損害賠償責任(損害賠償責任の減免あり)
- ・第三者に対する損害賠償責任

権限

- ・選解任権

取締役(会)への牽制

- ・計算書類等の監査権
- ・会計監査報告の作成義務
- ・会計帳簿の閲覧謄写・報告請求権

## 会計監査人

会計監査

一般

- ・(大会社の場合)会計監査人の設置義務
- ・欠格事由

義務・責任

- ・善管注意義務
- ・会社に対する損害賠償責任(損害賠償責任の減免あり)
- ・第三者に対する損害賠償責任

## 監査役会



社外監査役 常勤監査役

就任前10年間取締役等でなかったこと、取締役等の配偶者又は2親等内の親族でないこと等

一般

- ・(公開大会社の場合)監査役会の設置義務
- ・3名以上で監査役会を組織
- ・半数以上が社外
- ・1名以上が常勤
- ・兼任禁止
- ・欠格事由

義務・責任

- ・善管注意義務
- ・会社に対する損害賠償責任(損害賠償責任の減免あり)
- ・第三者に対する損害賠償責任

権限

- ・解任権(監査役全員の同意が必要)
- ・報告請求権

会社の規模、株式公開の有無等に応じた規制

<例> 公開大会社の場合、監査役会と会計監査人の設置義務あり

# 各法人制度の比較①（組織）

	学校法人	社会福祉法人 <small>※灰字は平成28年の社福法改正により新たに法定</small>	公益財団法人	株式会社 <small>(公開会社である監査役会設置会社)</small> <small>※赤字は学校法人との主な相違点</small>
根拠法	私立学校法	社会福祉法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	会社法
理事(取締役)				
定数	5人以上	6人以上	3人以上	3人以上
職務・権限・義務(主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>寄附行為の定めるところにより、 <ul style="list-style-type: none"> <li>法人を代表</li> <li>理事長を補佐して学校法人の業務を掌理</li> </ul> </li> <li>忠実義務</li> <li>利益相反行為の制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の業務を執行(理事長及び理事会の決議によって法人の業務を執行する理事として選任された者)</li> <li>忠実義務</li> <li>利益相反取引の制限</li> <li>善管注意義務</li> <li>自己の職務の執行状況の理事会への報告(理事長・業務執行理事)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の業務を執行(代表理事及び理事会の決議によって法人の業務を執行する理事として選定された者)</li> <li>忠実義務</li> <li>利益相反取引の制限</li> <li>善管注意義務</li> <li>自己の職務の執行状況の理事会への報告(代表理事・業務執行理事)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社の業務を執行(代表取締役及び取締役会の決議によって会社の業務を執行する取締役として選定された者)</li> <li>忠実義務</li> <li>利益相反取引の制限</li> <li>善管注意義務</li> <li>自己の職務の執行状況の取締役会への報告(代表取締役・業務執行取締役)</li> </ul>
責任(主なもの)	規定なし	法人及び第三者に対する損害賠償責任	法人及び第三者に対する損害賠償責任	会社及び第三者に対する損害賠償責任
選任	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置する私立学校の校長等</li> <li>評議員のうちから寄附行為の定めるところにより選任された者</li> <li>その他寄附行為の定めるところにより選任された者</li> </ul> <small>※一名以上は外部理事</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉事業の経営に関する識見を有する者</li> <li>当該法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者</li> <li>当該法人が施設を設置している場合は当該施設の管理者</li> </ul> <small>→上記の者が理事に含まれることが必要</small> 評議員会の決議によって選任	評議員会の決議によって選任	株主総会の決議によって選任
解任	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき</li> <li>心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき</li> </ul> <small>→評議員会の決議によって解任</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき</li> <li>心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき</li> </ul> <small>→評議員会の決議によって解任</small>	株主総会の決議によって解任 <small>※解任に理由は必要とされないが、正当な理由のない解任の場合、取締役は会社に損害賠償を請求できる</small>
任期	規定なし	原則として選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで	原則として選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで	原則として選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで
理事長(代表取締役)	法人を代表し、その業務を総理	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の業務を執行</li> <li>法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の業務を執行</li> <li>法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社の業務を執行</li> <li>会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する</li> </ul>
理事会(取締役会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の業務を決定</li> <li>理事の職務の執行を監督</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の業務執行の決定</li> <li>理事の職務の執行の監督</li> <li>理事長の選定及び解職</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の業務執行の決定</li> <li>理事の職務の執行の監督</li> <li>代表理事の選定及び解職</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社の業務執行の決定</li> <li>取締役の職務の執行の監督</li> <li>代表取締役の選定及び解職</li> </ul>



		学校法人	社会福祉法人 ※灰字は平成28年の社福法改正により新たに法定	公益財団法人	株式会社 (公開会社である監査役会設置会社) ※赤字は学校法人との主な相違点
監事 (監査役)	定数	2人以上	2人以上	1人以上	3人以上
	職務・権限・義務 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人の業務を監査</li> <li>法人の財産の状況の監査</li> <li>監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出</li> <li>理事会に出席して意見を述べる</li> <li>法人の業務又は財産に関し不正行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、所轄庁又は理事会及び評議員会に報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>理事の職務の執行を監査</li> <li>監査報告書の作成</li> <li>善管注意義務</li> <li>理事会への出席義務</li> <li>理事会への報告義務(理事が不正の行為をし、若しくはするおそれがあると認めるとき、又は法令等に違反する事実等があると認めるとき)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>理事の職務の執行を監査</li> <li>監査報告の作成</li> <li>善管注意義務</li> <li>理事会への出席義務</li> <li>理事会への報告義務(理事が不正の行為をし、若しくはするおそれがあると認めるとき、又は法令等に違反する事実等があると認めるとき)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役の職務の執行を監査</li> <li>監査報告書の作成(監査役会+個々の監査役)</li> <li>善管注意義務</li> <li>取締役会への出席義務</li> <li>取締役会への報告義務(取締役が不正の行為をし、若しくはするおそれがあると認めるとき、又は法令等に違反する事実等があると認めるとき)</li> </ul>
	責任 (主なもの)	規定なし	法人及び第三者に対する損害賠償責任	法人及び第三者に対する損害賠償責任	会社及び第三者に対する損害賠償責任
	選任	<ul style="list-style-type: none"> <li>評議員会の同意を得て理事長が選任</li> <li>※一名以上は外部監事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉事業について識見を有する者</li> <li>財務管理について識見を有する者</li> <li>→上記の者が含まれることが必要、評議員会の決議によって選任</li> </ul>	評議員会の決議によって選任	<ul style="list-style-type: none"> <li>株主総会の決議によって選任</li> <li>※半数以上は社外監査役</li> <li>※常勤監査役の選定義務</li> <li>※選任議案の提出には監査役会の同意が必要</li> <li>※監査役会に選任議題・議案の提案権、株主総会での意見陳述権あり</li> </ul>
	解任	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき</li> <li>心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき</li> <li>→評議員会の決議によって解任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき</li> <li>心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき</li> <li>→評議員会の決議によって解任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>株主総会の特別決議によって解任</li> <li>※解任に理由は必要とされないが、正当な理由のない解任の場合、監査役は会社に損害賠償を請求できる</li> <li>※監査役に株主総会での意見陳述権あり</li> </ul>
	任期	規定なし	原則として選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで	原則として選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで	選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで
兼職禁止	理事、評議員、当該法人職員との兼職禁止	理事、評議員、当該法人職員との兼職禁止	当該法人又はその子法人の理事又は使用人との兼職禁止	当該会社の取締役・使用人・会計参与又はその子会社の取締役・執行役・使用人・会計参与との兼職禁止	
役員への親族等の選任の制限	各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれてはならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれてはならない。</li> <li>監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と特殊の関係がある者が含まれてはならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各理事について、</li> <li>当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族(当該理事と特別の関係がある者を含む。)である理事の合計数</li> <li>他の同一の団体の理事又は使用人その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数</li> <li>が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても同様。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> <li>※社外取締役・社外監査役の要件として、当該株式会社の取締役等の配偶者又は二親等内の親族でないことが必要。</li> </ul>	

		学校法人	社会福祉法人 ※灰字は平成28年の社福法改正により新たに法定	公益財団法人	株式会社 (公開会社である監査役会設置会社) ※赤字は学校法人との主な相違点
評議員	定数	理事の二倍を超える数	理事の定数を超える数	3人以上	
	職務・権限・義務(主なもの)	規定なし	・善管注意義務	・善管注意義務	
	責任(主なもの)	規定なし	・法人及び第三者に対する損害賠償責任	・法人及び第三者に対する損害賠償責任	
	選任	・当該学校法人の職員／25歳以上の卒業生のうちから寄附行為の定めるところにより選任された者 ・その他寄附行為の定めにより選任された者	・社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより選任	規定なし	
	解任	規定なし	規定なし	規定なし	
	任期	規定なし	原則として選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで	原則として選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで	
	兼職禁止	・監事との兼職禁止 ※理事と評議員は兼任可	・理事、監事、当該法人職員との兼職禁止	・当該法人又はその子法人の理事、監事又は使用人との兼職禁止	
親族等の選任の制限	規定なし	評議員のうちには、各役員又は各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員又は各評議員と特殊の関係がある者が含まれてはならない。	規定なし		
評議員会	位置づけ	・必置 ・諮問機関	・必置 ・議決機関	・必置 ・議決機関	
	審議/決議事項(主なもの)	【理事長があらかじめ評議員会の意見を聞くもの】 ※寄附行為で定めることにより決議事項とすることも可 ・予算、借入金、重要な資産の処分 ・事業計画 ・寄附行為の変更 ・合併 【理事長が評議員会への報告及び意見聴取を行うもの】 ・決算及び事業実績	・定款の変更 ・理事、監事、会計監査人の選任、解任 ・理事、監事の報酬の決定(定款に額が定められていないときに限る。)	・定款の変更 ・理事、監事、会計監査人の選任、解任 ・理事、監事の報酬の決定(定款に額が定められていないときに限る。)	
会計監査人	規定なし ※私立学校振興助成法の規定により、文科相所轄法人については1,000万円以上の助成を受けている場合は公認会計士又は監査法人の監査報告書を所轄庁に届出	・政令で定める基準(未定)を超える法人は必置 ・評議員会の決議によって選任・解任	・原則必置(政令で定める基準(損益計算書の収益の部若しくは費用及び損失の部に計上した額の合計額が千億円以上又は貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が五十億円以上)に達しない場合を除く。) ・評議員会の決議によって選任・解任 ・監事によって解任	・大会社(資本金5億円以上又は負債合計額が200億円以上)は必置 ・株主総会の決議によって選任・解任(選任・解任等議案の内容は監査役会が決定) ・監査役全員の同意により監査役会が解任	



# 各法人制度の比較②（所轄庁等の関与）

学校法人	社会福祉法人 ※灰字は平成28年の社福法改正により新たに法定	公益財団法人	株式会社(公開会社である監査役会設置会社) ※赤字は学校法人との主な相違点
<p>○業務若しくは財産の状況に関する報告徴収、立入検査(私立学校法の施行に必要な限度)</p> <p>○措置命令 &lt;要件&gt; ①法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反したとき ②法人の運営が著しく適性を欠くと認めるとき</p> <p>○役員の解任勧告 &lt;要件&gt; 措置命令に従わないとき</p> <p>○解散命令 &lt;要件&gt; 法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく所轄庁の処分に違反した場合(他の方法により監督の目的を達成することができない場合に限る。)</p> <p>※以下、私立学校振興助成法の規定 ・業務若しくは会計の状況に関する報告徴収、質問、検査 ・収容定員是正命令 ・予算変更の勧告 ・役員の解職勧告</p>	<p>○業務若しくは財産の状況に関する報告徴収、立入検査</p> <p>○必要な措置をとるべき旨の勧告 &lt;要件&gt; ①法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反したとき ②法人の運営が著しく適性を欠くと認めるとき</p> <p>○法人が勧告に従わなかったときは、その旨の公表</p> <p>○措置命令 &lt;要件&gt; 正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったとき</p> <p>○業務の全部又は一部の停止命令又は役員の解職勧告 &lt;要件&gt; 措置命令に従わないとき</p> <p>○解散命令 &lt;要件&gt; ①法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって、他の方法により監督の目的を達することができないとき ②正当な事由がないのに一年以上にわたってその目的とする事業を行わないとき</p> <p>※以下、助成を受ける法人に対するもの ・事業又は会計の状況に関する報告徴収 ・予算変更の勧告 ・役員の解職勧告</p>	<p>○その運営組織及び事業活動の状況に関する報告徴収、立入検査(法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度)</p> <p>○必要な措置をとるべき旨の勧告 &lt;要件&gt; ①公益認定の基準のいずれかに適合しなくなったとき ②法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき等 に該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合</p> <p>○措置命令 &lt;要件&gt; 正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったとき</p> <p>○公益認定の取消し &lt;要件&gt; (必要的取消し) ①欠格事由のいずれかに該当するとき ②偽りその他不正の手段により公益認定等を受けたとき ③正当な理由がなく措置命令に従わないとき等 (任意的取消し) ①公益認定の基準のいずれかに適合しなくなったとき ②法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき等</p>	<p>○解散命令 &lt;要件&gt; ①会社の設立が不法な目的に基づいてされたとき ②会社が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内にその事業を開始しないとき等 ③業務執行取締役等が、法令・定款で定める会社の権限を逸脱・濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反覆して当該行為をしたとき →公益を確保するため会社の存立を許すことができないと認めるときは、法務大臣又は株主、社員、債権者その他の利害関係人の申立てにより、裁判所が会社の解散を命令</p>

# 各法人制度の比較③ (情報公開等)

	学校法人	社会福祉法人 ※灰字は平成28年の社福法改正により新たに法定	公益財団法人	株式会社 (公開会社である監査役会設置会社) ※赤字は学校法人との主な相違点
閲覧対象者	利害関係人	一般市民	一般市民	株主・債権者
備置き及び閲覧(※1)義務・公表(公告)(※2)義務	閲覧・公表	閲覧・公表	閲覧・公表(公告)	閲覧・公告※
※1閲覧…請求があった場合に見せること	寄附行為・定款	○・○	○・×	○・×
※2公表(公告)…広く一般に見られるようにすること	財産目録	○・×	○・×	×・×
	貸借対照表	○・○	○・○	○・○
	収支計算書(損益計算書)	○・×	○・○	○・×(大会社は○)
	事業報告書	○・×	○・×	○・×
	監査報告書(監事の意見)	○・×	○・×	○・×
	役員名簿	×・×	○・○	×・×
	役員報酬規程(基準)	×・×	○・○	×・×
役員報酬の定め	規定なし	・定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。 ・民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況等を考慮して、不当に高額なものとならないような役員報酬基準を定めなければならない。	・定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める。 ・民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、法人の経理の状況等を考慮して、不当に高額なものとならないような役員報酬基準を定めなければならない。	・定款にその額等を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。
所轄庁への届出	規定なし ※私立学校振興助成法の規定により、助成を受けている法人は、以下の書類を所轄庁に届出 ・貸借対照表 ・収支計算書 ・収支予算書 ・監査報告書(文科相所轄法人については1000万円以上の助成を受ける場合)	・事業報告書 ・財産目録 ・貸借対照表 ・収支計算書 ・監査報告書 ・会計監査報告書(該当法人のみ) ・役員等名簿 ・役員報酬基準 等	・事業報告 ・財産目録 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・監査報告書、会計監査報告書(会計監査人を置く場合のみ) ・キャッシュフロー計算書(該当法人のみ) ・収支予算書 ・役員等名簿、社員名簿 ・役員報酬基準 等	規定なし

※ 上場会社等については、金融商品取引法上、原則として、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表等を記載した有価証券報告書等が公衆縦覧の対象

- ・ **各金融証券取引所**が、関連する上場規則等の改正を行い制定(**全上場会社**に適用される)
- ・ 成長戦略の一環として、健全な企業家精神の発揮に資する「**攻めのガバナンス**」を確保
- ・ **株主**はもとより、幅広い「**ステークホルダーとの適切な協働**」を通じた企業価値の向上を明記
- ・ **中長期保有の株主**は、会社にとって重要なパートナーとなり得る存在であり、両者の間の「**建設的な対話**」を充実  
⇒ **会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上**を促し、ひいては**経済全体の発展**にも寄与

・ **プリンシプルベース・アプローチ**: 自らの活動が、**形式的な文言・記載**ではなく、その趣旨・精神に照らして**真に適切か否か**を判断。

・ **コンプライ・オア・エクスプレイン**: コードは、**法令のように一律の義務**を課すのではなく、「**原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか**」を求める手法を採用。

## 【1. 株主の権利・平等性】

上場会社は、株主の**権利・平等性**を確保すべき。

## 【2. 株主以外のステークホルダー】

上場会社は、企業の持続的成長は、従業員、顧客、取引先、地域社会などのステークホルダーの貢献の結果であることを認識し、**適切な協働**に努めるべき。

## 【3. 情報開示】

上場会社は、**法令に基づく開示**を適切に行うとともに、**法令に基づく開示以外の情報提供**にも主体的に取り組むべき。その際、利用者にとって**有用性の高い情報**を適確に提供すべき。

◎ 以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべき。

- **会社の目指すところ(経営理念等)**や**経営戦略、経営計画**
- 取締役会が**経営陣幹部・取締役の報酬**を決定するに当たっての**方針と手続**

## 【4. 取締役会等】

取締役会は、会社の持続的成長を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、以下の役割・責務を果たすべき。

- (1) **企業戦略等の大きな方向性**を示すこと
- (2) 経営陣の適切な**リスクテイク**を支える**環境整備**を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、**実効性の高い監督**を行うこと

◎ 経営判断の結果、会社等に予期せぬ損害が生じれば、株主代表訴訟等が懸念。その際、裁判例は「意思決定過程の合理性」の有無を重視。

⇒ **会社の健全なリスクテイク**を側面から支援。

- 持続的成長に資するような**独立社外取締役の活用**  
⇒ **建設的な議論**に貢献できる人物を**2名以上**設置すべき
- **監査役に財務・会計に関する適切な知見**を有している者を**1名以上**選任するなど、**取締役会・監査役会の実効性確保**
- 取締役会における**審議の活性化**

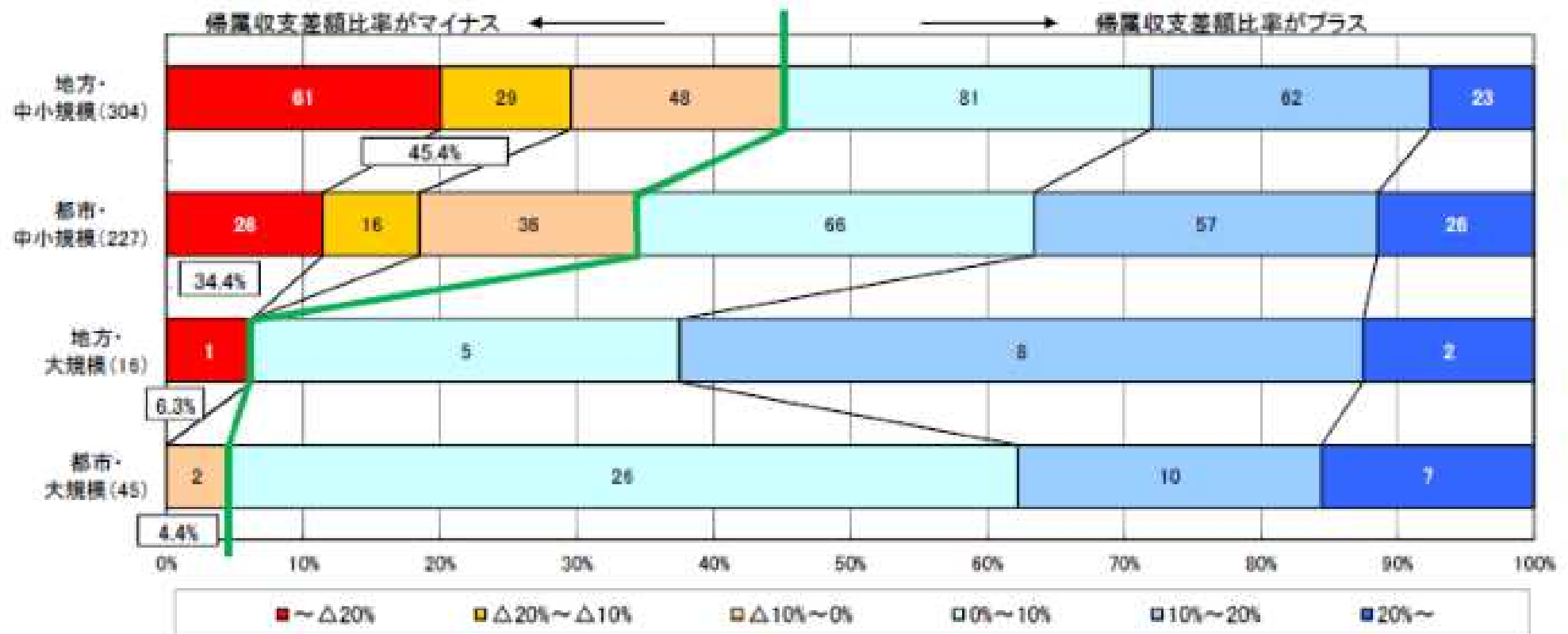
## 【5. 株主との対話】

上場会社は、持続的な成長に資するとの観点から、株主と**建設的な対話**を行うべき。

# 経営支援の概況

# 帰属収支差額比率の大学類型別の分布

- ① 帰属収支差額比率がマイナスとなっている大学の割合は、地方・都市とも中小規模大学で高くなっている。
- ② 一方、大規模大学では、ほとんどの大学で帰属収支差額比率がプラスとなっている。



帰属収支差額: 学納金、寄付金等の自己収入から、人件費、教育研究経費等の支出(減価償却費、退職給与引当金等現金支出を伴わないものを含む)を差し引いたもの。

・都市: 政令指定都市、東京都

・地方: 上記以外

・大規模: 在籍学生数が8,000人以上

・中小規模: 在籍学生数が8,000人未満

(なお、棒グラフ中の数字は、それぞれの範囲にある大学数を示す)

※ 45.4% は帰属収支差額比率がマイナスの割合

	大学数		学生数	
	実数(校)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
地方・中小規模	304	51.4	505,939	24.8
都市・中小規模	227	38.3	506,348	24.8
地方・大規模	16	2.7	229,792	11.3
都市・大規模	45	7.6	800,173	39.1
計	592	100.0	2,042,252	100.0

出典: 日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政(平成27年度版)」

# 私立大学・短期大学・高等学校の収支状況（経年の推移）

## ○大学の収支状況

（単位：億円）

年 度		4	9	18	19	20	21	22	23	24	25	26
集計学校数	a	校 378	校 425	校 561	校 572	校 577	校 586	校 579	校 592	校 588	校 591	校 592
帰属収入	b	21,843	26,813	31,950	32,336	32,394	32,379	32,449	33,599	32,946	33,156	33,234
消費支出	c	17,578	21,618	28,808	29,762	30,748	30,307	30,382	32,097	30,921	31,371	31,450
帰属収支差額	d = b - c	4,265	5,195	3,142	2,573	1,646	2,072	2,067	1,502	2,025	1,785	1,784
帰属収支差額比率	e = d ÷ b	19.5%	19.4%	9.8%	8.0%	5.1%	6.4%	6.4%	4.5%	6.1%	5.4%	5.4%
帰属収支差額が マイナスの学校数	f	校 52	校 48	校 179	校 194	校 229	校 230	校 227	校 250	校 208	校 215	校 219
割合	g = f ÷ a	13.8%	11.3%	31.9%	33.9%	39.7%	39.2%	39.2%	42.2%	35.4%	36.3%	37.0%

## ○短期大学の収支状況

（単位：億円）

年 度		4	9	18	19	20	21	22	23	24	25	26
集計学校数	a	校 495	校 499	校 404	校 380	校 376	校 371	校 358	校 353	校 335	校 337	校 333
帰属収入	b	5,893	5,345	2,700	2,530	2,326	2,201	2,098	2,200	1,940	1,961	1,941
消費支出	c	4,219	4,489	2,701	2,589	2,451	2,330	2,181	2,147	1,985	1,996	1,939
帰属収支差額	d = b - c	1,674	856	▲ 1	▲ 59	▲ 125	▲ 129	▲ 83	53	▲ 45	▲ 35	2
帰属収支差額比率	e = d ÷ b	28.4%	16.0%	▲ 0.0%	▲ 2.3%	▲ 5.4%	▲ 5.9%	▲ 4.0%	2.4%	▲ 2.3%	▲ 1.8%	0.1%
帰属収支差額が マイナスの学校数	f	校 52	校 136	校 212	校 203	校 227	校 223	校 207	校 193	校 189	校 170	校 187
割合	g = f ÷ a	10.5%	27.3%	52.5%	53.4%	60.4%	60.1%	57.8%	54.7%	56.4%	50.4%	56.2%

## ○高等学校の収支状況

（単位：億円）

年 度		4	9	18	19	20	21	22	23	24	25	26
集計学校数	a	校 1,255	校 1,279	校 1,290	校 1,273	校 1,272	校 1,279	校 1,244	校 1,263	校 1,266	校 1,286	校 1,288
帰属収入	b	11,375	11,413	10,221	10,051	9,896	9,891	9,808	10,087	10,173	10,384	10,848
消費支出	c	9,439	10,381	10,188	10,129	10,068	9,832	9,619	9,953	9,899	10,109	10,294
帰属収支差額	d = b - c	1,936	1,032	33	▲ 78	▲ 172	59	189	134	274	275	554
帰属収支差額比率	e = d ÷ b	17.0%	9.0%	0.3%	-0.8%	▲ 1.7%	0.6%	1.9%	1.3%	2.7%	2.6%	5.1%
帰属収支差額が マイナスの学校数	f	校 182	校 336	校 670	校 701	校 693	校 625	校 578	校 599	校 546	校 553	校 521
割合	g = f ÷ a	14.5%	26.3%	51.9%	55.1%	54.5%	48.9%	46.5%	47.4%	43.1%	43.0%	40.5%

○ 帰属収支差額比率とは、学校法人の負債とならない収入である帰属収入から消費支出を差し引いた差額（帰属収支差額）が収入全体の何%に当たるかを見る比率である。

（※）出資（株式）の概念がなく、また、国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の向上など教育研究の充実に必要な資産相当額を資本（基本金）として帰属収入の中からあらかじめ確保しなければならないため、基本金組入れ相当の帰属収支差額が必要になる。



# 学校法人経営に係る文部科学省の取組

## ◆ 学校法人運営調査

学校法人の管理運営の組織及びその活動状況、財務状況等について、実態を調査するとともに、必要な指導、助言を行い、学校法人の健全な経営の確保に資することを目的とし、昭和59年より実施。2020年までの間を「私立大学等経営強化集中支援期間」と位置付け、平成27年度より制度の一層の充実を図っている。

・文部科学省組織規則(抄)(平成13年文部科学省令第1号)

第45条 高等教育局に、科学官、視学委員及び学校法人運営調査委員を置くことができる。

4 学校法人運営調査委員は、命を受けて、文部科学大臣が所轄庁である学校法人の経営について特に指定された事項に関する調査、指導及び助言に当たる。

・H27より委員を増員  
30→35名

※参考:委員構成

- ・私学理事(長)、学長/経験者
- ・弁護士
- ・公認会計士
- ・研究者/教授
- ・行政経験者
- ・民間経験者(マスコミ・ジャーナリスト等)

指導・助言

学校法人運営調査委員

<書面審査、実地調査等を実施>

財務面 管理運営面 教学面

指導・助言に対する  
改善状況報告

・H27より調査校数を拡充  
年間30→50法人程度

2020年までに全学校法人の約半数に実施予定

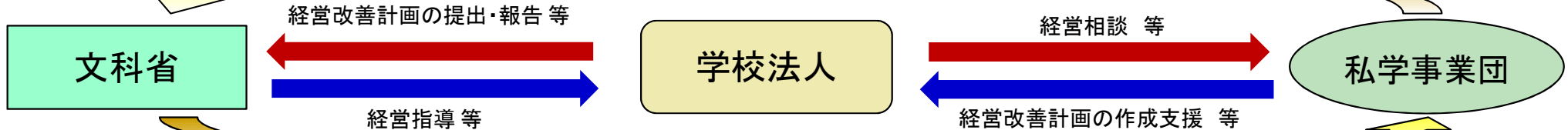
対象:全文部科学省所轄学校法人  
制度発足以来、延べ約1200法人に調査を実施

各学校法人

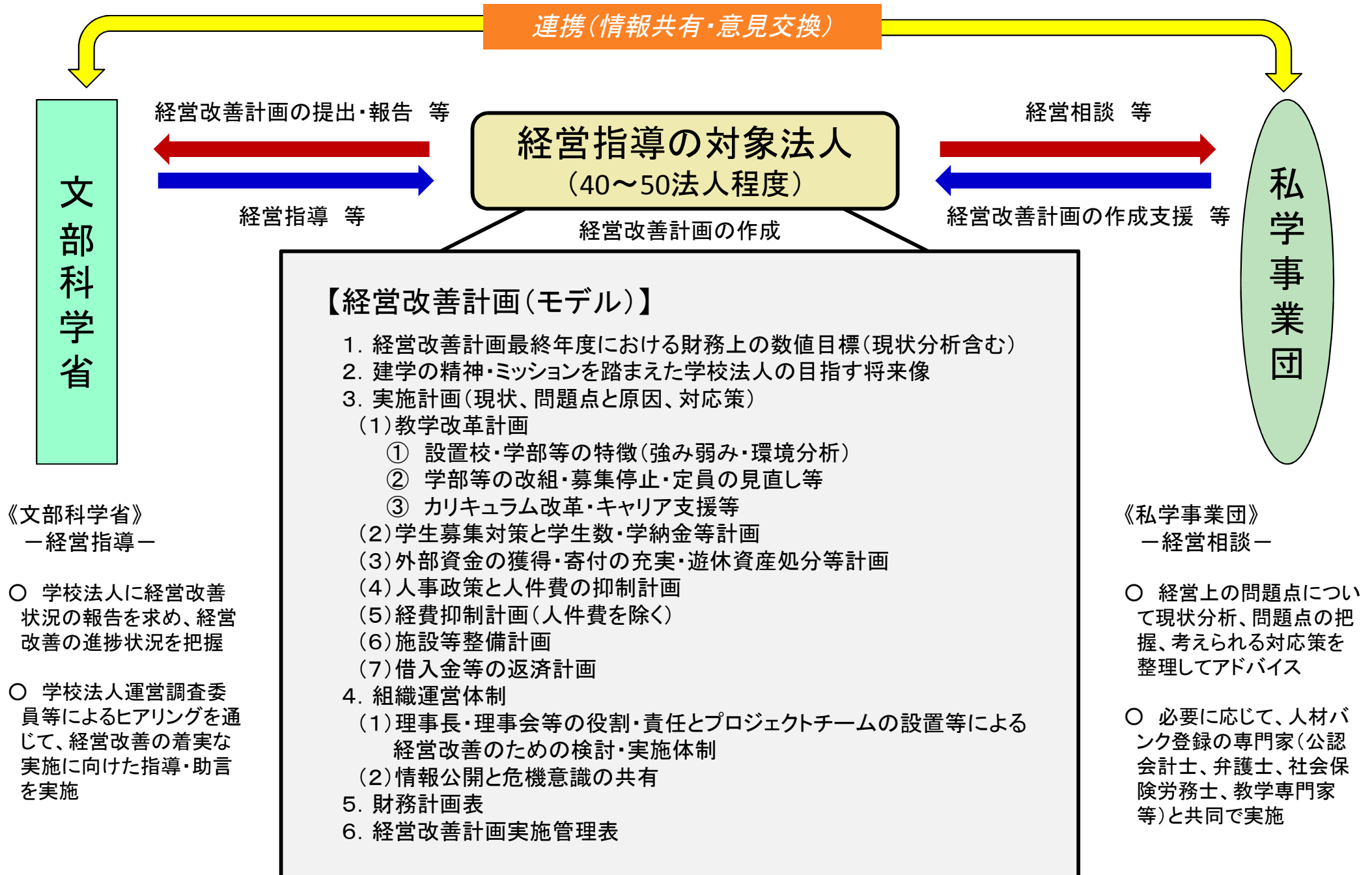
## ◆ 経営状況の改善・指導

経営状況の特に厳しい学校法人については、ヒアリングの実施や、経営改善計画(5カ年)の作成など、毎年度改善状況の報告を求めるとともに、経営状況が改善するまで個別に指導を継続。

連携(情報共有・意見交換)



# 学校法人に対する経営指導体制

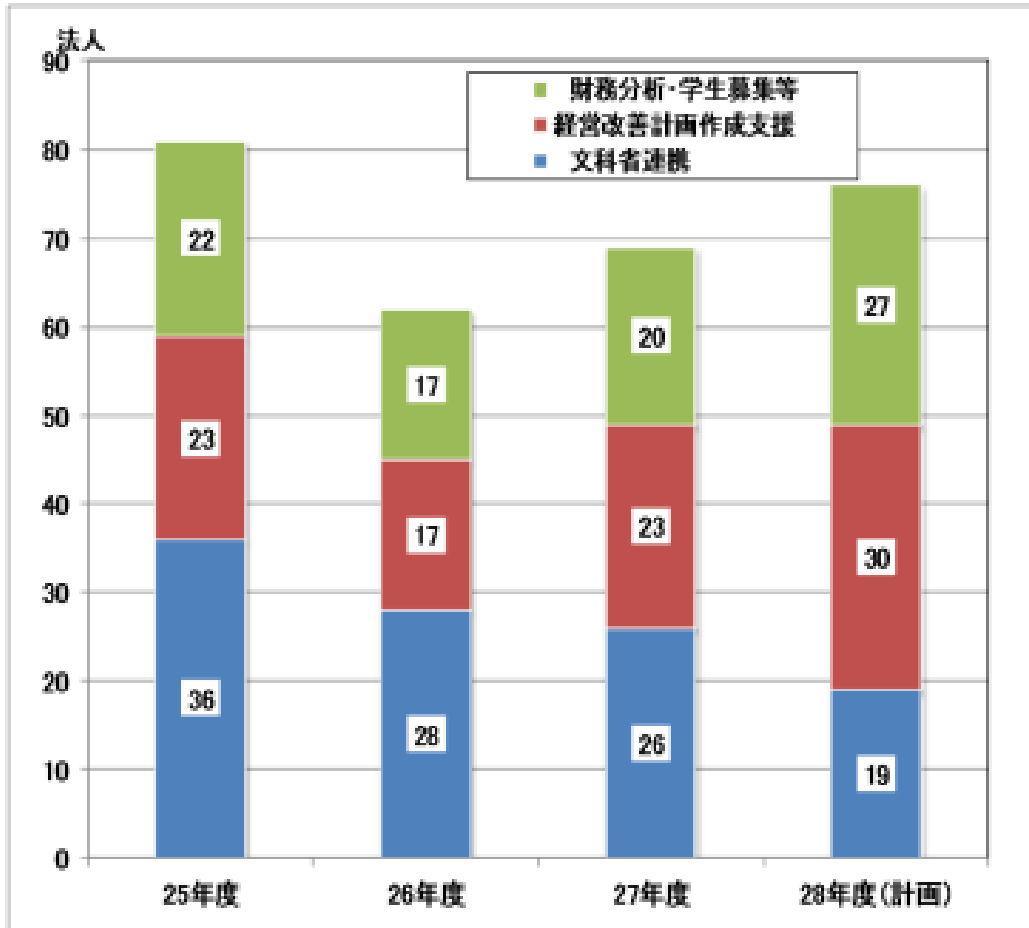




# 私学事業団の経営相談実施状況

## 経営相談件数の推移

区分	25年度	26年度	27年度	28年度(計画)
文科省連携	36	28	26	19
経営改善計画作成支援	23	17	23	30
財務分析・学生募集等	22	17	20	27
経営相談件数	81	62	69	76



## 経営改善計画作成支援の流れ例(イメージ図)

### ステップ0 (経営判断指標による財務状況の認識)

●学校法人

●財務状況が厳しいと感じていましたが、改めて私学事業団から公表された「私立学校運営の手引き-(1)私学の経営分析と経営改善計画(PDF)」にある経営判断指標に学園をあてはめてみるとイエローゾーンの状況にあることを認識しました。

「I 経営状態の分析 1. 経営判断指標等による経営状態のチェック」参照 ([http://www.shigaku.go.jp/s\\_center.uneitebiki.htm](http://www.shigaku.go.jp/s_center.uneitebiki.htm))  
 ……経営判断指標の見方等についてご質問がある場合はお問い合わせください(03-3230-7827、7828)

### ステップ1 (経営相談の申込)

●学校法人 ⇒ ○私学事業団

●この状況を改善するために、早期に抜本的な改革が必要と考えます。そこで、同報告書にも提案されているような「**目標と期限を明確にした経営改善計画**」を作成したいと考えています。  
 ●作成にあたって私学事業団より、専門的な知見を活かした指導・助言を受けたいので、「**経営相談申込書**」を提出します。

### ステップ2 (実施通知を送付)

○私学事業団 ⇒ ●学校法人

○経営相談の実施通知を事業団から学校法人へ送付します。

### ステップ3 (資料の送付とヒアリングの日程調整)

○私学事業団 ⇔ ●学校法人

・以下の資料等を送付いただき、まずは書面にて学園の状況を把握したのち、学園を訪問してヒアリングをするための日程調整を行います。併せて事業団から学校法人へ経営改善計画の様式に沿った質問事項等の案(盛り込む項目、誰に何を聞きたいのかな)を送付します。

- ① 中長期計画、改善計画に類する各種検討材料等
- ② 直近の決算書(写)、予算書(写)
- ③ 事業計画・事業報告書等
- ④ 第三者評価もしくは自己点検等に関する書類
- ⑤ 学校案内及び学校の特色を伝える広報

### ステップ4 (ヒアリングの実施)

○私学事業団 ⇔ ●学校法人

・1~2日間程度の日程で現地を訪問し、トップマネジメントである理事長・学長等の役員だけでなく、募集・入試・教学・キャリア支援等の各担当者にもヒアリングを実施するとともに、施設なども見学します。  
 ヒアリングは事前に送付した経営改善計画の様式に沿った質問事項等の案に沿って、経営改善計画に盛り込む項目について意見交換をするという方法で進めます。

### ステップ5 (計画の作成と機関決定)

○私学事業団 ⇔ ●学校法人

・ヒアリング結果を踏まえて、学校法人は経営改善計画のたたき台を作成し、事業団と電話メール、必要に応じて面談での意見交換を行い、計画案を完成させます。  
 ・計画案完成後、理事会・中長期計画委員会など所定の手続きを経て学園の計画として決定します。

経営改善計画の様式は私学事業団ホームページに掲載しています。  
 「経営改善計画立案・実施のための参考資料」参照 ([http://www.shigaku.go.jp/s\\_center.kaizenkeikaku.htm](http://www.shigaku.go.jp/s_center.kaizenkeikaku.htm))

### ステップ6 (計画の進捗状況をフォローアップ)

○私学事業団 ⇔ ●学校法人

・「**経営改善計画実施管理表**」に応じて、学園にて進捗管理を行い、その進捗状況の把握と再度意見交換の機会を設けるため、年に1~2回程度フォローアップのためのヒアリングに伺います。

### ステップ7 (目標達成)

○私学事業団 ⇔ ●学校法人

・経営改善計画の数値目標が期限内に達成されることを見届けて、私学事業団の経営相談は終了します。

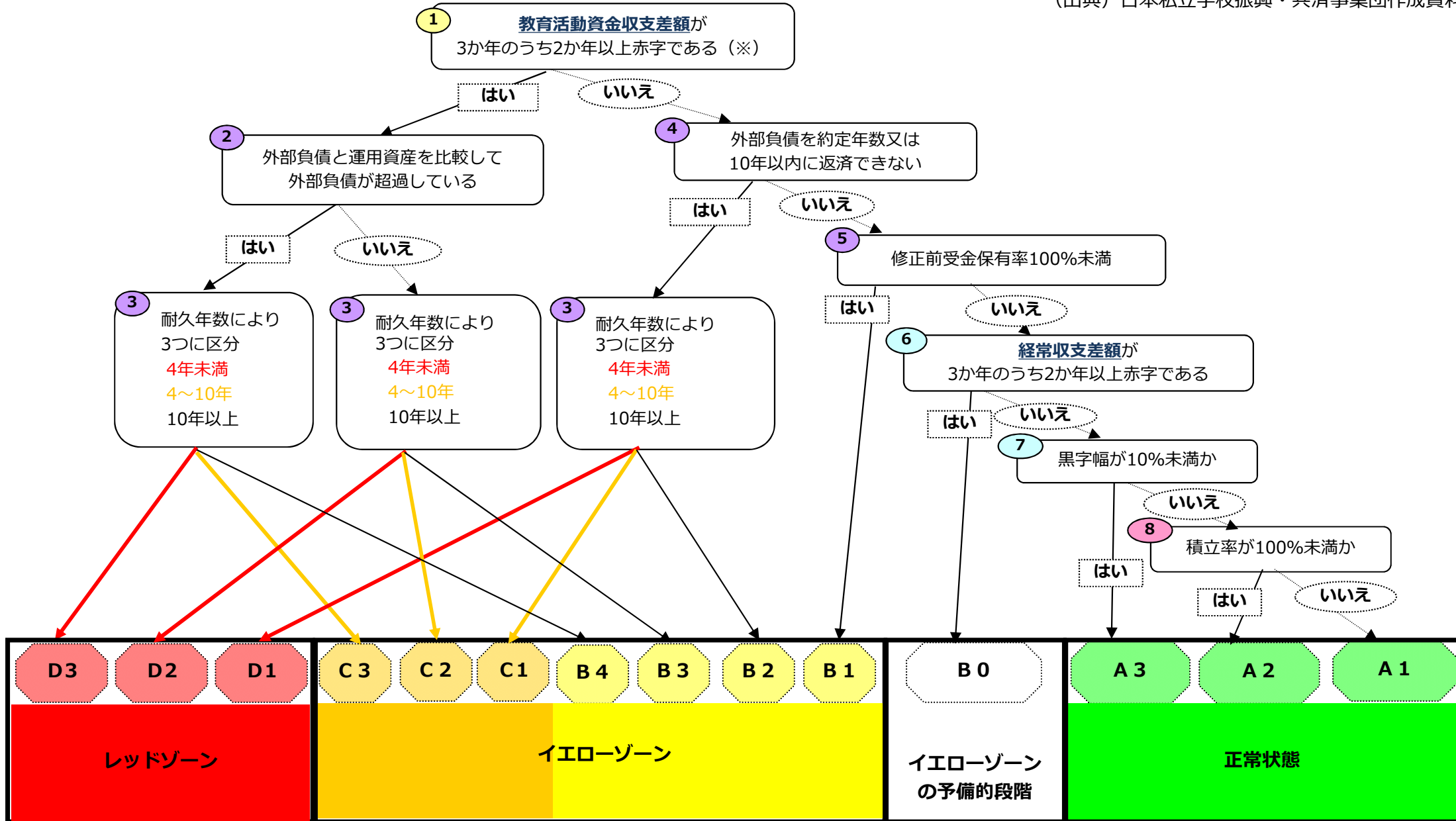
### ステップ8 (目標達成未達成と計画変更)

○私学事業団 ⇔ ●学校法人

・経営改善計画の数値目標が期限内に達成困難な場合や当初予定されない重大な事象が発生した場合は、経営改善計画の変更について上記と同様のプロセスで協力いたします。

# 定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）（平成27年度以降）

（出典）日本私立学校振興・共済事業団作成資料



● **教育活動資金収支差額** = 教育活動資金収入（学納金収入 + 手数料収入 + 特別寄付金収入（施設設備除く） + 一般寄付金収入 + 経常費等補助金収入（施設設備除く） + 付随事業収入 + 雑収入）

- 教育活動資金支出（人件費支出 + 教育研究経費支出 + 管理経費支出） + 調整勘定等

※教育活動資金収支差額および経常収支差額の「3か年」とは、一昨年度、昨年度の決算実績および今年度決算見込み3か年を指す

●外部負債 = 借入金 + 学校債 + 未払金 + 手形債務 ●運用資産 = 現金預金 + 特定資産 + 有価証券

●耐久年数とはあと何年で資金ショートするかを表わし、原則として修業年限を基準に設定（大学法人4年未満、短大法人2年未満、高校法人3年未満）

●修正前受金保有率 = 運用資産 ÷ 前受金

●**経常収支差額** = 経常収入（教育活動収入計 + 教育活動外収入計） - 経常支出（教育活動支出計 + 教育活動外支出計） ●積立率 = 運用資産 ÷ 要積立額（減価償却累計額 + 退職給付引当金）

# 近年の学校法人運営調査における主な指摘事項（1）

大項目	中項目	指導・助言事項(その他意見含む)
管理運営組織	監事	監事による教学面を含めた業務監査の充実
		監事の監査を支援するための事務体制の整備
	役員報酬	役員退職金支給規程の整備
		役員報酬規程の整備
		役員報酬規程において、支給額の算定方法を明確にすること
	理事会 /評議員会	評議員会における評議員の出席率の改善
		理事会における理事の出席率の改善
		理事会・評議員会の欠席時に意思表示を行うことのできる書面に改めること
	理事/評議員	理事の欠員補充
		評議員の欠員補充
		理事・評議員の選任手続きを適切に行うこと
	備え付け /届出	文部科学大臣に対する役員変更届出を速やかに行うこと
		会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書の作成及び備え付け
		学校法人設立時の財産目録の備え付け
	規程	学校法人会計基準の改正を踏まえた規程の見直し・改正
		諸規程の整備
		・情報公開に関する規程
		・公益通報に関する規程

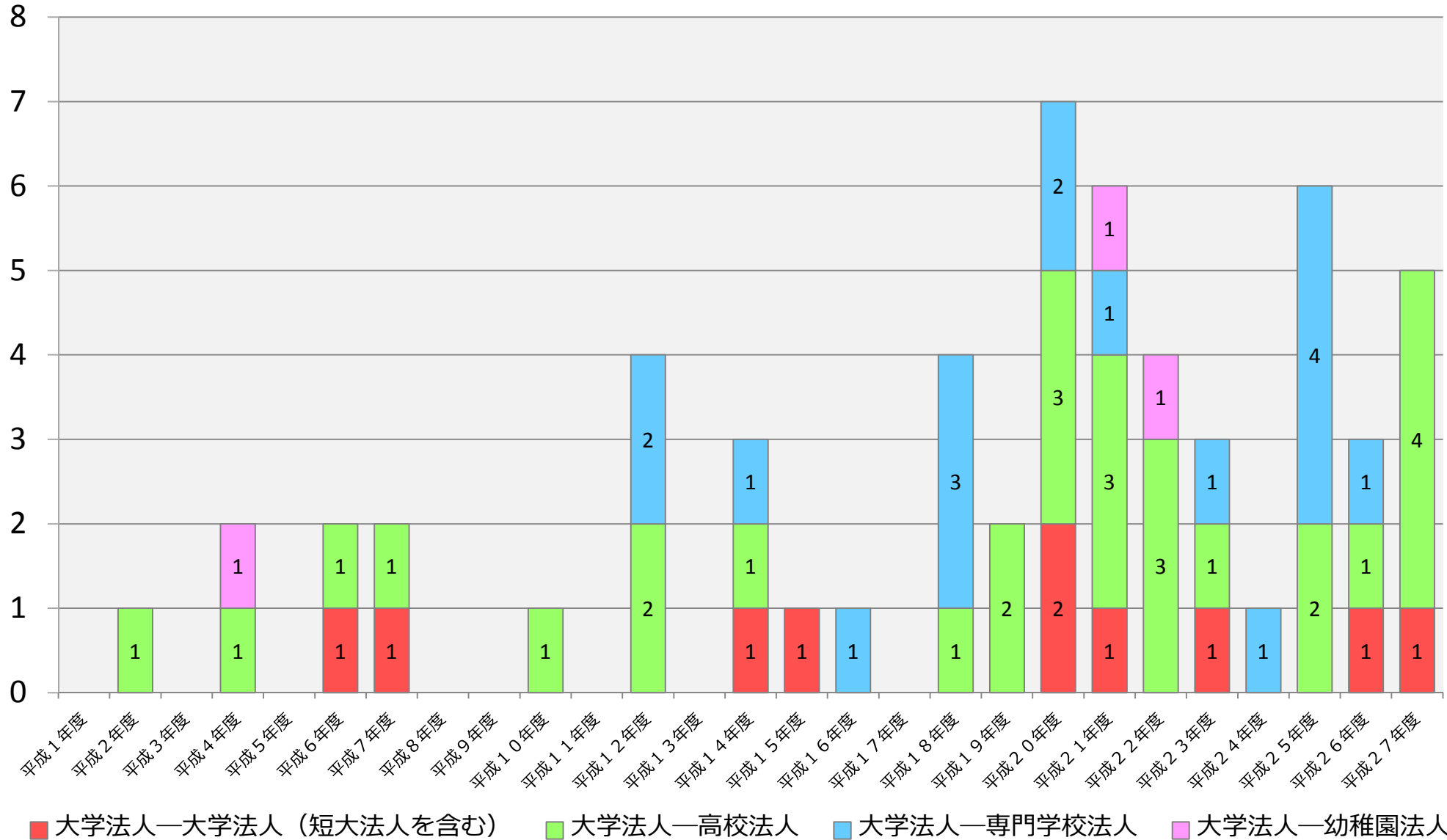
# 近年の学校法人運営調査における主な指摘事項（2）

大項目	中項目	指導・助言事項(その他意見含む)
財務	資産運用	資産運用に関する規程の整備
		資産運用に関する規程の見直しを含め、適切な改善を図ること
	経常経費依存率	教育研究条件の充実向上(経常経費依存率(消費支出/学生生徒等納付金)の向上)
	収益事業	収益事業の再開等その在り方について法人内で検討し、必要に応じて寄付行為の変更を検討すること
	基本金	基本金の組入処理は組入計画に基づき正しく行うこと
	予算	予算について適切な会計処理を行うこと
	経営改善計画	経営改善計画の作成及び着実な実施等による経営基盤の安定確保
教学	学生確保 /定員管理	設置する学校の学生確保に向けた対応策を立案し着実に実施
		定員の見直しの検討
		定員管理の適正化、定員超過の改善
	中長期計画	中長期計画の作成及び着実な実施
	教員補充	専任教員の補充
	FD	大学全体としてファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の実質化
	教育体制の配慮	募集停止をした学校(学科)において、学生の教育に支障が生じないよう教育体制の維持に配慮

法人の合併・解散、大学の統合・廃止

# 学校法人の合併（平成元年度以降）

学校法人の合併数は、近年、やや増加傾向が見られ、特に、大学法人と高校法人・専門学校法人間の合併が大きな割合を占めている。（平成元年度～27年度の合併数 58件）

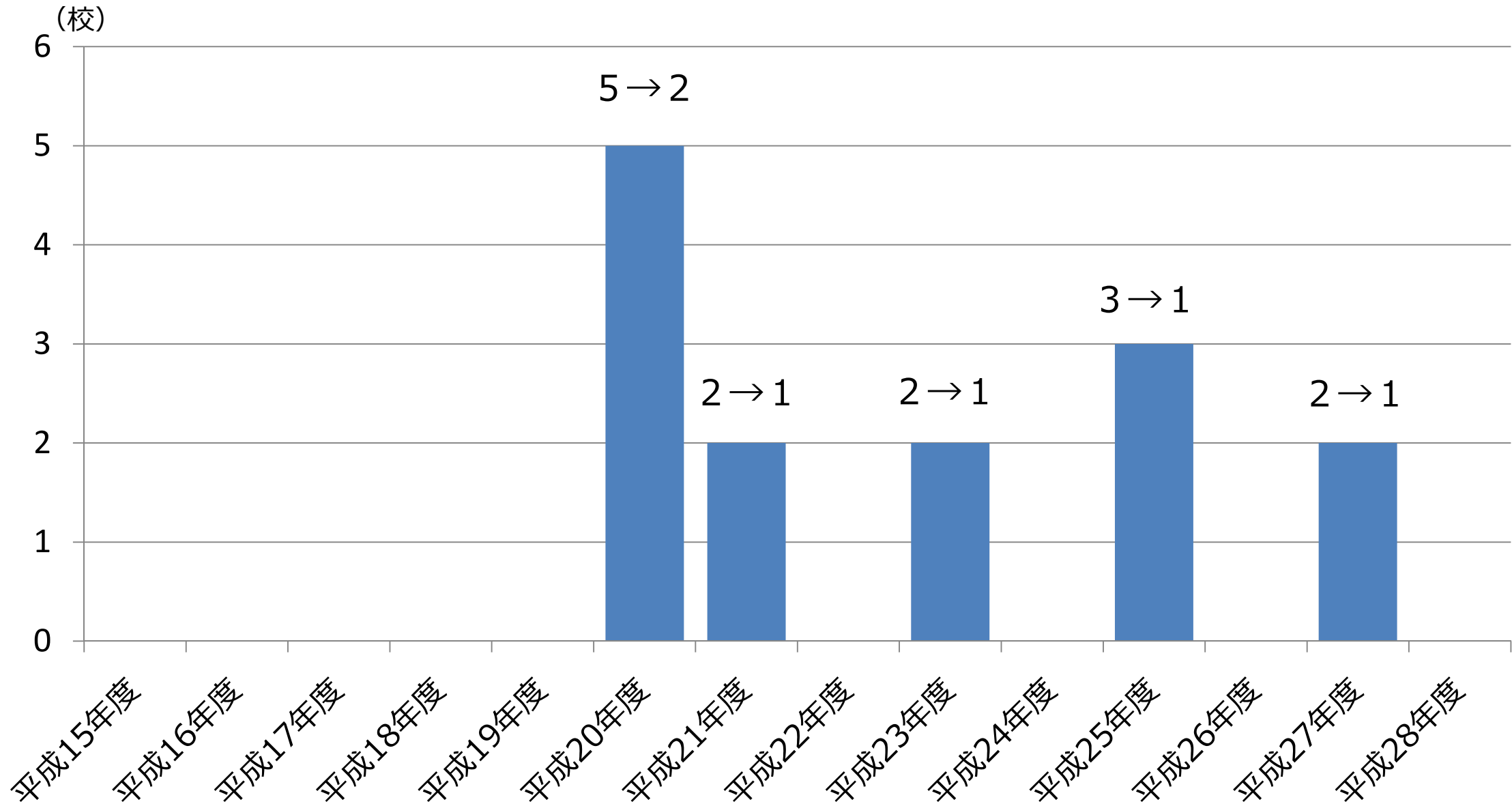


■ 大学法人—大学法人（短大法人を含む） ■ 大学法人—高校法人 ■ 大学法人—専門学校法人 ■ 大学法人—幼稚園法人

（出典）文部科学省調べ ※新法人体制の開始日を基に作成

# 大学の統合の推移（平成15年度以降）

平成15年から平成28年にかけて、全体として14校が6校に再編されている。



※短大から大学への改組は除く。

(出典) 文部科学省調べ

# 大学統合の具体的事例（学校法人常葉学園）

## 18歳人口の急減期

3大学の実績・特色を継承しつつ統合

### 教育研究活動のさらなる充実と、長期的な経営基盤の強化へ

- |   |                        |   |                   |
|---|------------------------|---|-------------------|
| 1 | より多様な高等教育を地域社会に提供      | 2 | 地域社会で活躍できる若手人材の育成 |
| 3 | 教育研究活動の成果を地域社会へフィードバック | 4 | 学生募集の強化           |
| 5 | 組織の集約・適正化              |   |                   |

統合前(H24)	常葉学園大学（3学部）	富士常葉大学（4学部）	浜松大学（3学部）
入学者（充足率）	563(108%)	284(77%)	476(76%)
在籍者（充足率）	2,170(106%)	1,269(79%)	1,850(68%)

## 平成25年 同一法人内で統合

※キャンパスは静岡市・浜松市・富士市に所在

統合4年目(H28)	常葉大学（10学部（既存学部の再編8 + 新設2））
入学者（充足率）	1,812(108%)
在籍者（充足率）	7,010(102%)

### 効果

教育理念の明確化  
カリキュラム改善を中心に大学改革  
スケールメリット  
等



ブランド力の向上、地域社会からの信頼獲得、  
学生募集の改善・定員充足

入試志願者数 H24(統合前・3大学合計) 約4,800人  
→H28(統合4年目) 約14,700人

### 課題

3キャンパスの更なる連携強化・融合



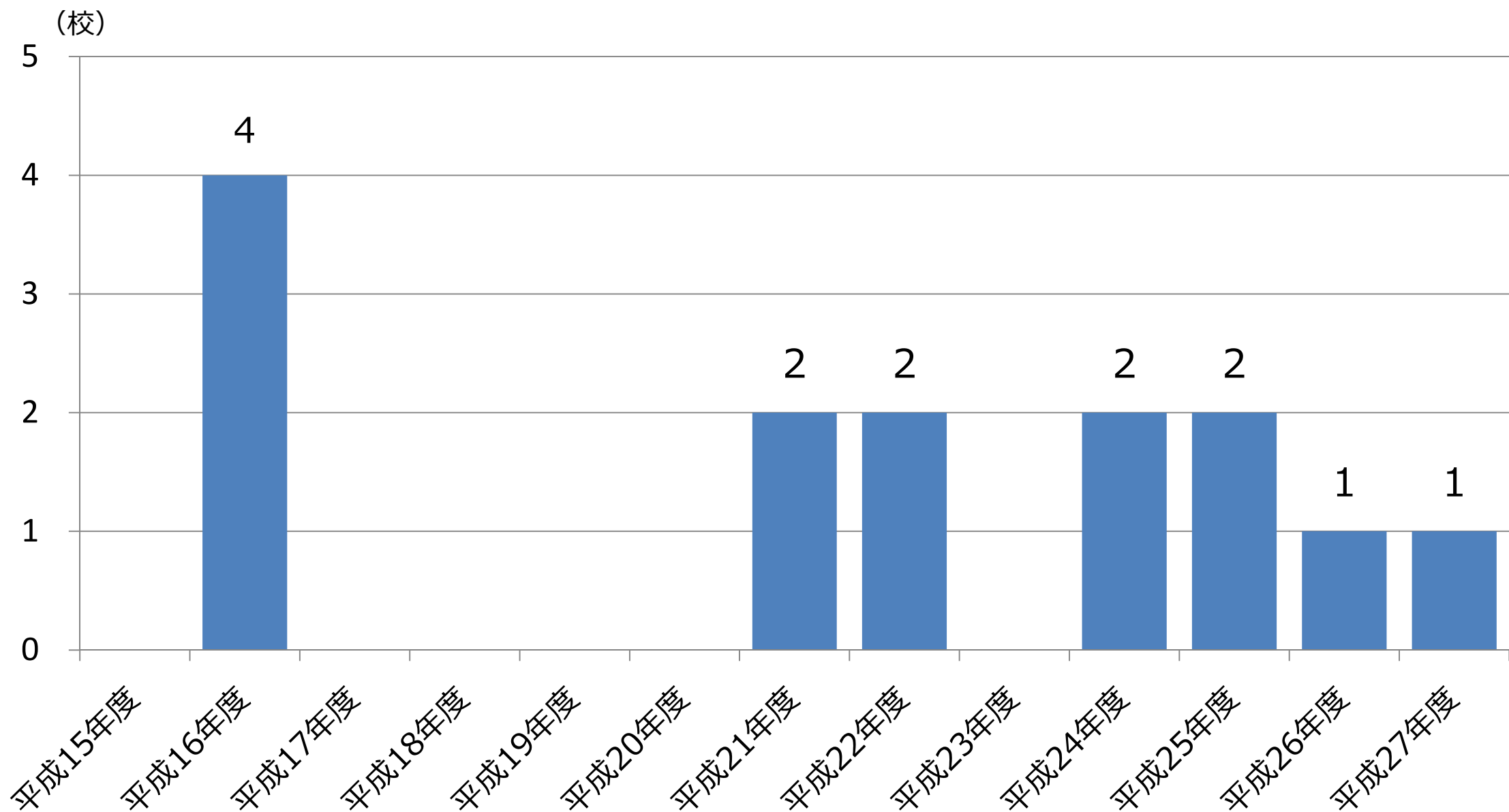
# 平成27年度 私立大学等経営強化集中支援事業（タイプB）における 他大学との連携、経営統合等の実施状況について

(単位：校)

	実施している	実施していない
他大学等と共同でのI Rの実施	8 (20.5%)	31 (79.5%)
他大学等と共同での学生募集の実施	17 (43.6%)	22 (56.4%)
他大学等と共同でのS Dの実施	20 (51.3%)	19 (48.7%)
他大学等との協定等に基づく、職員の人事交流の実施	1 ( 2.6%)	38 (97.4%)
他大学等との共同教育課程や共同のキャリア支援、共同の教育プログラムの実施 (※いずれかを実施していれば実施とする)	15 (38.5%)	24 (61.5%)
他大学等との協定等に基づく、学内施設・設備の共同利用の実施	8 (20.5%)	31 (79.5%)
大学コンソーシアムへの参加による単位互換制度の実施	24 (61.5%)	15 (38.5%)
学校法人の合併・分離、設置者変更、大学統合等の経営統合等の実施	1 ( 2.6%)	38 (97.4%)

※私立大学等経営強化集中支援事業（タイプB）は、三大都市圏以外に所在する収容定員2,000人以下の大学等のうち、収容定員充足率が50%～80%の大学等を対象としている。上記の実施状況は、平成27年度に当該事業に申請があった39校の実施状況。

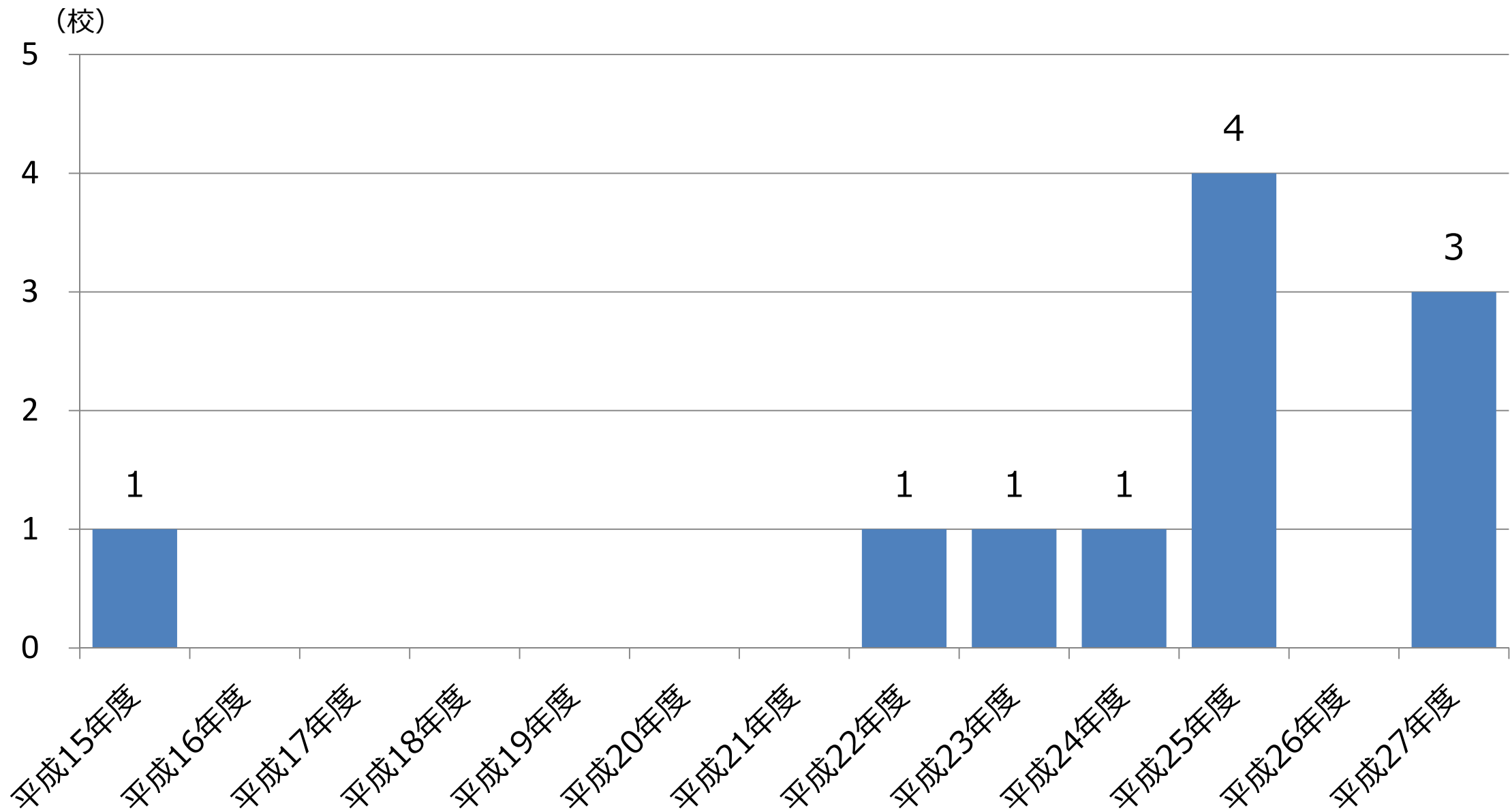
# 解散した文部科学大臣所轄学校法人の数の推移（平成15年度以降）



※他法人との合併に伴う解散は除く。

(出典) 文部科学省調べ

# 廃止された私立大学の数の推移（昭和30年度以降）



※他大学への統合に伴う廃止及び短大は除く。

(出典) 文部科学省調べ

# 文部科学大臣所轄学校法人の合併又は設置者変更の形態と 寄附行為（変更）認可申請手続き等の関係

区分	形態	寄附行為（変更）認可申請手続き等	申請期限
1. 合併（新設）	<p>学校法人A ⇒ 解散 a 大 学</p> <p>学校法人B ⇒ 解散 b 短期大学 c 高等学校</p> <p>→ 新設 学校法人C a 大 学 b 短期大学 c 高等学校</p>	<p>学校法人C</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併の認可申請（施行規則第6条） ※審議会への諮問は不要</li> </ul> <p>学校法人A 学校法人B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※解散認可申請手続き及び審議会への諮問は不要</li> </ul>	規定なし （随時可能）
2. 合併（吸収）	<p>学校法人A → 存続 学校法人A a 大 学</p> <p>学校法人B ⇒ 解散 b 短期大学 c 高等学校</p>	<p>学校法人A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併の認可申請（施行規則第6条） ※審議会への諮問は不要</li> </ul> <p>学校法人B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※解散認可申請手続き及び審議会への諮問は不要</li> </ul>	規定なし （随時可能）
3. 設置者変更 （新設分離）	<p>学校法人A → 存続 学校法人A a 大 学 b 短期大学 c 高等学校</p> <p>→ 新設 学校法人B b 短期大学</p>	<p>学校法人A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附行為変更の認可申請（施行規則第4条第1項、第4条の2第2項） ※審議会への諮問が必要</li> </ul> <p>学校法人B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附行為の認可申請（施行規則第2条第3項） ※審議会への諮問が必要</li> </ul>	<p>規定なし</p> <p>〔学校法人Bの申請と同時に申請が必要〕</p> <p>前々年度の 3月31日</p>
4. 設置者変更 （吸収分離）	<p>学校法人A → 存続 学校法人A a 大 学 c 短期大学</p> <p>学校法人B → 存続 学校法人B b 大 学 c 短期大学 d 高等学校</p>	<p>学校法人A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附行為変更の認可申請（施行規則第4条第1項、第4条の2第1項） ※審議会への諮問が必要</li> </ul> <p>学校法人B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附行為変更の認可申請（施行規則第4条第1項、第4条の2第2項） ※審議会への諮問が必要</li> </ul>	<p>規定なし 前々年度の 3月末を目途</p> <p>規定なし 前々年度の 3月末を目途</p>

（注）・表中の「施行規則」は私立学校法施行規則を、「審議会」は大学設置・学校法人審議会（学校法人分科会）をいう。

## 関係法令(抜粋)

### ○私立学校法(昭和二十四年二月十五日法律第二百七十号)

#### (合併手続)

第五十二条 学校法人が合併しようとするときは、理事の三分の二以上の同意がなければならない。ただし、寄附行為で評議員会の議決を要するものと定められている場合には、更にその議決がなければならない。

2 合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第五十三条 学校法人は、前条第二項に規定する所轄庁の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 学校法人は、前項の期間内に、その債権者に対し異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

第五十四条 債権者が前条第二項の期間内に合併に対して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、学校法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第五十五条 合併により学校法人を設立する場合においては、寄附行為その他学校法人の設立に関する事務は、各学校法人又は第六十四条第四項の法人において選任した者が共同して行わなければならない。

#### (合併の効果)

第五十六条 合併後存続する学校法人又は合併によつて設立した学校法人は、合併によつて消滅した学校法人又は第六十四条第四項の法人の権利義務(当該学校法人又は第六十四条第四項の法人がその行う事業に関し所轄庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

#### (合併の時期)

第五十七条 学校法人の合併は、合併後存続する学校法人又は合併によつて設立する学校法人の主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより登記をすることによつて効力を生ずる。

### ○学校教育法(昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号)

#### (学校の設定廃止等の認可)

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項(次条において「設置廃止等」という。)は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の通常の課程(以下「全日制の課程」という。)、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程(以下「定時制の課程」という。)及び通信による教育を行う課程(以下「通信制の課程」という。)、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第一百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣

二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会

三 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

2~5 (略)

# 分割と設置者変更（分離）の主な異同

## 事業の全部又は一部を他の法人に承継させる手法

### 吸収分割

- ※医療法人の場合（学校法人には規定なし）
- ※医療法の規定による制度

○医療法（昭和二十三年七月三十日法律第二百五号）

第六十条の三（略）

- 2 財団たる医療法人は、寄附行為に吸収分割をすることができる旨の定めがある場合に限り、吸収分割をすることができる。
- 3 財団たる医療法人は、吸収分割契約について理事の三分の二以上の同意を得なければならない。ただし、寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。
- 4 吸収分割は、都道府県知事（吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の主たる事務所の所在地が二以上の都道府県の区域内に所在する場合にあつては、当該吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の主たる事務所の所在地の全ての都道府県知事）の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 5（略）

第六十条の五 医療法人は、前条第一項の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

- 2 債権者が前項の期間内に吸収分割に対して異議を述べなかつたときは、吸収分割を承認したものとみなす。
- 3 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、吸収分割をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

### 設置者変更（吸収分離）

- ※学校法人の場合
- ※学校教育法の規定による制度（私立学校法には規定なし）

○設置者変更にあつては、寄附行為の変更が必要。

○寄附行為の変更については、原則として理事の過半数の同意が必要。

○寄附行為の変更は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

○債務の移転については、移転させる債務の債権者から個別に同意を取ることが必要。